

資料編

資料 1	諮問書	27
資料 2	十日町市学区適正化検討委員会要綱	28
資料 3	委員名簿	29
資料 4	審議日程・内容	30
資料 5	主な審議経過	31
資料 6	平成 30～36 年度：児童数及び学級数推計表	37
資料 7	平成 30～40 年度：生徒数及び学級数推計表	40
資料 8	十日町市学校施設配置図	41
資料 9	学区外・区域外就学許可要綱	42
資料 10	学区再編記念事業補助	43
資料 11	再編に伴う学校指定用品購入費補助	50
資料 12	遠距離通学費補助	51

十日町市学区適正化検討委員会委員長 様

十日町市教育委員会

教育長 蔵品 泰治

十日町市立小・中学校の望ましい学区について（諮問）

十日町市立小・中学校のより良い教育環境の整備と、充実した学校教育の実現に資するため、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

十日町市立小・中学校における望ましい学区に関する事項

2 諮問理由

十日町市の小・中学校の児童生徒数は、昭和 45 年に 13,555 人であったものが、平成 17 年は 5,365 人、直近の平成 30 年 4 月には 3,709 人と大きく減少しており、今後も減少傾向が続くものと予測されます。

このことから、平成 20 年度に十日町市学区検討委員会を設置し、その提言に基づき、第 1 次となる「十日町市における望ましい小・中学校の在り方に関する方針」を平成 21 年度から 30 年度を計画期間として策定しました。

第 1 次方針は、平成 21 年 4 月に 23 校あった小学校を 13 校に統合・再編する考え方をまとめ、平成 29 年度末までに 5 校が統廃合し、平成 30 年 4 月現在は 18 校となっています。特に児童への影響が大きい複式学級に関しては、平成 21 年に 16 学級であったものが現在も 11 学級ある状況にあります。

現在、国では小・中学校の適正規模・適正配置について、近年の子どもの社会性育成機能の低下や、少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景に、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討・実施していくことを求めています。

これらのことから、本市小・中学校における良好な教育環境の確保を継続的に図るため、諮問事項に関する審議及び答申をお願いします。

十日町市学区適正化検討委員会要綱

(設置)

第1条 十日町市の適正な学区を設定し、小学校及び中学校において一層の教育効果を高めるため、十日町市学区適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 十日町市立小学校及び中学校の適正な規模に関すること。
- (2) 十日町市立小学校及び中学校の具体的な統合に関すること。
- (3) 前2号のほか学区適正化に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 小学校又は中学校及び保育園又は認定こども園の教職員
- (2) 小学生又は中学生及び保育園児又は認定こども園児の保護者
- (3) 地域住民

2 委員の人数は、20人以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、互選により定める。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員会の設置後最初に開催する会議は、教育長が招集する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務課において行う。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年3月29日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

十日町市学区適正化検討委員会 委員名簿

任期 平成30年7月3日～平成31年3月31日

委員構成		氏名	所属等
1号	(3名)	須藤 高志	田沢小学校 校長
		根津 拓志	水沢中学校 校長
		渡邊 百合子	中条こども園 園長 (私立保育園連絡協議会会長)
2号	(1名)	藤巻 優樹	十日町市小・中学校PTA連合会 会長 (十日町小)
3号	十日町 (4名)	丸山 容一	吉田自治振興会 副会長 (教育文化委員会委員長)
		水落 久夫	飛渡地区振興会 会長
		○ 古澤 布美子	東小学校PTA会長
		鈴木 誠	馬場小学校保護者 (PTA運営委員長)
	川西 (2名)	田口 昭一	川西地域振興会理事(橘地区振興会選出)市民生活部会長
		江口 俊也	上野小学校PTA会長
	中里 (2名)	◎ 高橋 敏昭	中里地域まちづくり協議会 会長
		南雲 奈央	貝野小学校PTA会長
	松代 (2名)	五十嵐 茂義	まつだい地域振興会 福祉教育部会長
		山賀 洋平	松代小学校PTA会長
	松之山 (2名)	井上 理英	松之山自治振興会 理事
		小野塚 和生	まつのやま学園PTA会長

※ ◎委員長 ○副委員長

- 1号委員 小学校又は中学校及び保育園又は認定こども園の教職員
 2号委員 小学生又は中学生及び保育園児又は認定こども園児の保護者
 3号委員 十日町・川西・中里・松代・松之山の地域住民

※ 3号委員は自治組織・保護者それぞれ半数程度の割合

十日町市学区適正化検討委員会 審議日程・内容

委員会	開催日	曜日	内 容
第1回	平成30年7月3日	火	<ul style="list-style-type: none"> ・学区適正化検討委員会設置について（諮問） ・正副委員長の選出について ・委員会の開催日、審議の進め方等について ・現方針の概要説明及び経過報告
学校視察	平成30年7月10日	火	・学校視察（十日町小、馬場小）
	平成30年7月12日	木	・学校視察（西小、飛渡第一小）
	平成30年7月17日	火	・学校視察（南中、まつのやま学園）
第2回	平成30年7月30日	月	・方針案の説明、グループ討議
第3回	平成30年9月27日	木	・答申案の説明、グループ討議
第4回	平成30年11月20日	火	・答申案（たたき台）の説明、審議
第5回	平成30年12月18日	火	・答申案（たたき台）の説明、審議
第6回	平成31年1月23日	水	・答申案（たたき台）の説明、審議
第7回	平成31年2月13日	水	・答申案の説明、審議
第8回	平成31年3月11日	月	・「十日町市立小・中学校の望ましい学区について」（答申）

十日町市学区適正化検討委員会 主な審議経過

1 ワークショップの意見

- ・教育環境としては、向上心や競争心、多様な考え方が育まれるような環境が必要であり、選択肢を広げることも大切である。
- ・小規模校では、部活、クラブ活動や多くの意見を聞くなどの多様性に欠ける。
- ・競争意識、意見の多様性、競技の経験、複式学級の解消など子どもたちにとっては利益になることが多くある。
- ・課題克服のための方法としては、子どもは地域の宝であり、地域の維持にも関わるので、子どもが地域性を学ぶことが大事である。小規模校の活動を引き継ぐことで多様性が確保される。
- ・学校の統合についても、小学校と中学校の統合も考慮することで、学校を地域に残すことになるのではないか。
- ・教職員の不足及び若年化で確保が難しい。小規模校が統合しても、学級増にはならないで教員も増えないことが考えられる。
- ・教職員の確保や活動の充実には、地域の教員退職者やエキスパートの活用などで市単独の取組みも必要となり、多様性をどう保障するか検討が必要。試みとして、適正規模の人数を集めて体験してみることもあっていいのではないか。
- ・統合については、子どものための統合が中心にある。各教科の教員や養護教員が確保されることや、規模が大きくなれば自校給食もできるのではないか。
- ・学校統合については、通学距離や時間の問題がある。スクールバス利用となり、活動の時間的制限があるのではないか。
- ・地域において学校は拠点となっており、統合により校区が広がり地域に根ざした教育やコミュニティが存続できるのか。子どもを地域で育てるという視点もあるのではないか。
- ・問題点は、地域の方たちを説得できるかということである。まずは、主役は子どもであり、地域も大事ではあるが子どもの育ちのためということをもって、問題を整理しなくてはならない。
- ・地域の人を説得するために数年待つのであれば、子どもが卒業してしまう前に、行政の強い力で押し通して欲しい。一番中心には子どもということを大事して話を進めて行きたい。
- ・親の理由やその他の理由により、学区外の小学校へ通っているという経験者の話などが地域の人には響くのではないか。
- ・課題克服のためには、児童生徒数、教職員数を考慮すると一定規模の学校が適正であり、交通の便等を考え通学方法を再検討し、エリアの中心に校舎の新築する必要もある。またその場所については、地域の中心的位置が良い。
- ・今以上に、中学校区内のPTAを含めた小学校交流を深め、大人の間人間関係を作り、子どもたちの人間関係を作る。

- ・後援会との繋がりも大切であり、統合後のケアを充分に行わないと地域の方たちとの関係が希薄になる。子どもと地域の人たちとの繋がり考えた方が良い。

2 学校職員関係

- ・飛渡第一小の校長は、養護教員がないことが一番つらいと話していた。今は、小学校1年生と3年生が複式学級で、教員が大変苦勞していると聞いている。
- ・飛渡第一小学校には養護教員がないという話だが、もし急病等の場合に教職員が対応できるのか。
- ・特別な資格有する者が行うような手当ではできない。一般的な手当であるいは病院へ連れて行くなどの対応になる。

3 まつのやま学園

- ・小規模校にマイナス要素があるため統合しようとしているが、小中一貫校にすれば問題が解消されるのか。他の学校でも小中一貫校にするという提案があっても良いのか。
- ・松之山中学校の耐震化には改築しなくてはならず、松之山小学校に併設することになった。市では、小中一貫教育を推進していたこともあり、小中一貫校として小学校1年生から中学校3年生までを一貫した教育を行う学校として平成29年度に開校した。市全体としては、小中一貫教育を推進しているが、小中一貫校を推進しているわけではない。市内の小中学校は全て耐震化されており、財政的な面からも新たに小中一貫校を建設することをこの計画の中に盛り込むことはできないと考え、まつのやま学園については特殊事情として対象外とした。
- ・複式解消としては、小中一貫校にしても人数が増えるわけではないので解消されない。松之山が松代と統合しても小規模なのは変わらない。他の学校と統合するにも距離の問題があって、松之山については地理的な特殊性があると考えている。
- ・複式学級になると、多様な考え方や多くの子どもたちと関わるということが少なくなるといった問題がある。小中一貫校では、1年生から9年生の縦割りの中で生徒同士の関わりを増やすことが、小規模の小中一貫校では有効というひとつの形であると思う。
- ・初めからまつのやま学園は例外として扱っているが、松之山の子どもたちや保護者が望んでいるのか、一応答申では子どもの育ちにはある程度の人数が必要であると言っている。しかし、松之山から十日町の学校へ通うことができないのか。交通の便が良くなり時間は掛かるかも知れないが不可能ではない。それでもまつのやま学園を選ぶのかを松之山の人に聞きたい。

4 小中一貫校の設置

- ・小中一貫校として学校を残してほしいといった場合に、大規模改修をせずに空き教室で対応可能ではないか。
- ・改築した学校は、現状に合わせた学級数の教室になっている。改築していない学校でも、放課後児童クラブや特別支援学級などの教室に利用されており、対応できな

い。

- ・理念として、まつのやま学園が小中一貫校として問題が解消するというのではなく問題が残っていくので、再編という考え方が問題を解消できるという一貫した理念になっていない。
- ・小学校1年生から中学校3年生までの中で小中一貫教育のメリットを追及している。現在その教育に魅力を感じて、市外・市内から転入児童がある。中学生だけ見ると弱みはあるが、小中一貫教育の全体の教育的効果により子どもたちの育みを図っていききたい。
- ・小中一貫校であっても、複式学級になるのであれば、例外ではなく再編する方向とする意味合いの表現を入れる。どういう状況でもまつのやま学園は例外ということでは、他の地域から理解を得られない。

5 小中一貫校（下条）

- ・下条小学校と下条中学校がほとんど一体化しているので、十日町市としては、小中一貫教育を推進してきたのだから、大規模改修が伴わないのであれば、小中一貫校を検討してはどうか。
- ・再編の検討にあたり基本的な事項として複式授業の解消と、中学校では1学年2学級が必要であることと部活動の種目や教員数の制限などがあり、それをクリアするには中学校同士の統合になると考える。

6 小中一貫教育

- ・県教委は地域の特色を活かし、地域とともに歩む学校づくりを重点に掲げ、十日町市全小中学校は小中一貫教育を推進している。今年度より導入されたコミュニティスクールも同様である。
- ・各学校区が取り組んでいる教育活動の内容、意義、価値に関する再編議論も重要であり、検討委員会の基礎資料の充実と人的な面と教育活動の内容面を両立するさらに深い議論が必要。地域住民や保護者に対する説明会では、必ず教育の内容面に関する質問が出ると思う。
- ・地域と学校が作り上げた小中一貫教育である。中学校の統合は小中一貫教育の統合でもある。まだ多くの議論が必要と感じる。

7 学区外就学許可条件

- ・学区外就学については、複式学級の小学校ではない小学校へ就学するために引越しをされる家庭があり、保護者の意向に対応する取組みを検討してほしい。
- ・学区外就学の条件に複式学級の学校から複式学級ではない学校に就学したいという条件だけで許可することは学校に混乱を招く。
- ・小学校には、複式学級校から再編先への学区外就学許可条件の追加とは、基本的には新入学児童を対象と考えている。在校生は複式学級解消の調整が1年間必要となる。
- ・保護者や地域と協議が進み、再編が決まった段階であれば、学区外就学を許可して

も良いと思う。許可条件の追加について、文章の削除ではなく、その段階によってはできるという表現ができないか。保護者は状況がわからずに、1日も早く複式ではない学校へ通わせたいということで、引越しをしてまでという方も出てくる。それを避けるにも再編が決まった段階で許可をしても良いと思う。

- ・再編が決まると次の年度の1年生が1年間だけ複式学級校へ通い、翌年度は再編校に変わることになる。再編するのだから、その1年間を先に再編校へ入学したいと考える保護者もいると思う。
- ・地域の事情があるだろうが、地域の意向が再編を容認しない場合は、保護者は不本意であり、保護者の思いを地域がわかってくれないと難しい。地域が残ってほしくても、実際に出て行ってしまう状況も始まっているのだから、ある程度保護者の考えを汲む方向へ持っていく形は必要に感じる。
- ・地域も大事だけれど何より子どもたちが大事である。保護者は地域ではまだ若くて発言力も弱く、地域で認められなかったときに、保護者の思いで選択できるものがあるとありがたいと思う。

8 再編統合の形態

- ・児童数が同数程度の学校では、どちらの学校に統合するか意見が割れるので、どちらかに統合とする方が説明しやすいと思う。
- ・同規模校が統合する場合に、学校名を変えて新設することが可能か。
- ・両方の学校が閉校し、新しい学校が開校するということである。
- ・中学校同士の統合は、地域の統合であり小中一貫教育の統合である。小中一貫教育は平成26年度から全市一斉に始まり、まだ4年しかたっておらず難しいことが予想される。
- ・組み合わせを決めるのが難しいという意見もあるが、組み合わせを決めないと明確にならず動きにくい。
- ・組み合わせをひとつに決めないで、いくつかのパターンを用意するという一方で、考えられるものを挙げて検討する。
- ・どんなパターンを示しても批判はあるだろうから、ひとつの組み合わせを示すことで良い。何れにしても理由の説明は必要となる。

9 通学方法

- ・スクールバス等の運行を安全安心な通学方法としているが、公共交通機関の利用も想定していると理解して良いか。
- ・現在も公共交通機関を利用しており、路線バスの定期券や市営バスなどを使っているので、統合によりその範囲が広がることになると思う。
- ・通学のバス代は個人負担ではなく、バス代を市が負担している。バスの定期券を渡しているの、土日でも定期券を使用していると思う。
- ・津南町でも学区が広くてスクールバスだけでは対応できず、南越後観光バスと協定を結び、津南小学校前をバス停にして、津南小学校発のバスを運行した。学校の登下校を前提としているが、誰が乗っても良いバスとしていた。

- ・中里中でも通学はスクールバスであるが一般の方も乗車している。子どもたちにとってスクールバスと路線バスのどちらが良いか比べるのは難しいが、路線バスは地元の方とのふれあいがありそれも大事なことだと思うので、路線バスを使うことも良いと思う。
- ・松代から南中への通学に路線バスでは、交付税措置があったにしても1台あたり市が370万円を支出する。それが毎年ということは現実的ではないと思う。
- ・路線バスでもスクールバスでも子どもたちにとっては同じ、経費的なことはそこまで議論する必要がないと思う。

10 将来に向けての再編案

- ・中学校の再編に踏み込むのであれば、学校が新たな歴史を紡いで行く時間と地域の醸成が必要と思う。地域とのつながりには20年30年は必要だと思う。10年経ったらまた検討するのでは、学校の歴史と地域のつながりができない。
- ・最終的には十日町市内に中学校は2校程度の人数になってしまうと思う。それを見据えた中で全体を考えなければならない。高校生は電車やバスで通っている。中学生に出来ないとは思わないので、それを踏まえて考えて良いのではないか。
- ・再編を考える上でもうひとつ施設的な条件があり、既存の施設を最大限に活用することになると、10年後の人数を受け入れられる最大限の再編案である。
- ・その先を考えた再編ということで、例えば20年後30年後に生徒数が半分になったときの再編まで考えて踏み込んでいかないと、地域で話が進まないのではないか。
- ・考え方は解るが、20年30年先のことがクローズアップされ、動けなくなるのではないか。人数が少なくなるまで待っていることにならないか。
- ・平成21年度の第1次方針で進んでいない再編がある。進まなければ5年10年はあつという間に過ぎて、目標を強制的に実施することでもないため、時間だけが過ぎて次の方針を検討することになると良くない。ある程度の予測数値の中で、こういう状況になるのでこうしなければいけないとなるべきである。
- ・10年後20年後ということになると、大きい学校に再編が進むイメージがある。そのイメージを持って検討しないと人数合わせでは地域の感情など難しい。最終的には市内の中心部分に再編が集まってくるというイメージの再編を考えていく方が良いと思う。

11 個別の組み合わせ

- ・東小学校では、中条中と十日町中に児童が分かれて進学するという問題がある。中条中と下条中が統合することで生徒数が増えるので、東小の児童が全て十日町中に進むような対策ができるのか。その場合は、十日町中に受け入れできるとしても、中条中と下条中の再編校の人数が少なくなる。
- ・平成40年度に吉田中、松代中、川西中で183人は学年2学級で6学級になるが、平成41年度以降に大分減少する見込みがある。再編しても1～2年で5学級になってしまう。
- ・川西中と吉田中が再編しても140人程度で6学級にはならず目標から外れてしま

い、短期間にまた別の学校と再編することになり保護者などから疑問の声が出るだろう。

- ・川西中学校が中条中学校に再編となっているが、中条、下条が川西の方へ再編する考え方は、施設の規模が足りないため出来ない。川西中学校は最大で6学級である。
- ・平成35年に第1目標で中条と下条の再編、平成40年度に第2目標で中条、下条、川西の再編となっており、何れも学校名検討とあるが、再編して5年後にまた学校名が変わるのは大変なことである。第2目標を前提とした学校名の検討をした方が良い。
- ・松代地区では、40年の間に中学校が1つになり、小学校も1つになり、統合というよりも廃校という形で減ってきた。伝統というのは、新しく校名を変えると1から始まるが、廃校された学校には申し訳ないが伝統は引き継がれてきたと思う。統合したから安易に新しい校名にするのではなく検討した方が良いと思う。
- ・川西中学校が再編して校舎が空いた場合に、上野小学校と橘小学校、何年か後に千手小学校と一緒に校舎を使うという考えを提案する。
- ・小学校は第1次方針の積み残しがある中で、小学校を先に再編を進めた方が良いと思う。
- ・もし、松代中が十日町中と再編になると、十日町中と川西中の再編は無くなる。施設として、3校全ての受け入れは難しい。
- ・松代中と十日町中の再編について、飛び地というのは避けた方が良いと思う。小中一貫教育と地域コミュニティの課題というものが大事なポイントだと思う。ほくほく線とバスでは時間を見るとほとんど変わらない。駅から徒歩400mといっても、スクールバスなら校門まで行ける。生徒がまとまってスクールバスで送迎される南中に再編の方が自然な気がする。
- ・川西中は、どちらに再編しても平成42年度でもある程度の学校として存続ができるが、中条中と下条中に関してはかなり少なくなり、十数年後にまた再編を考えなくてはならないことになる。実際の距離はわからないが、十日町中は橘地区からは遠いという話があり、仙田地区はさらに遠くなる。感覚的には、中条中と下条中に再編の方がエリア的にも一体感があり、人数的にも将来を見据えて良いと思う。

12 目標年度

- ・小学校では、1次方針の積み残しがほとんど対象となっており、中学校でもそう簡単に進むとは思えない。子どもたちの不便を考えれば、できるだけ早い方が良さだろう。
- ・小学校で統合を経験し、その後中学校でも統合を経験する子どもが出てくると思う。そうなった子どもたちの心情を考えると、ある程度の時間を置いて中学校の統合を進めていった方が良いと思う。
- ・答申を年度から年度までとして、小学校の目標を年度から年度までにとという形が良いのではないか。議論もし易くなり、教育委員会も出向いて話を深められると思う。

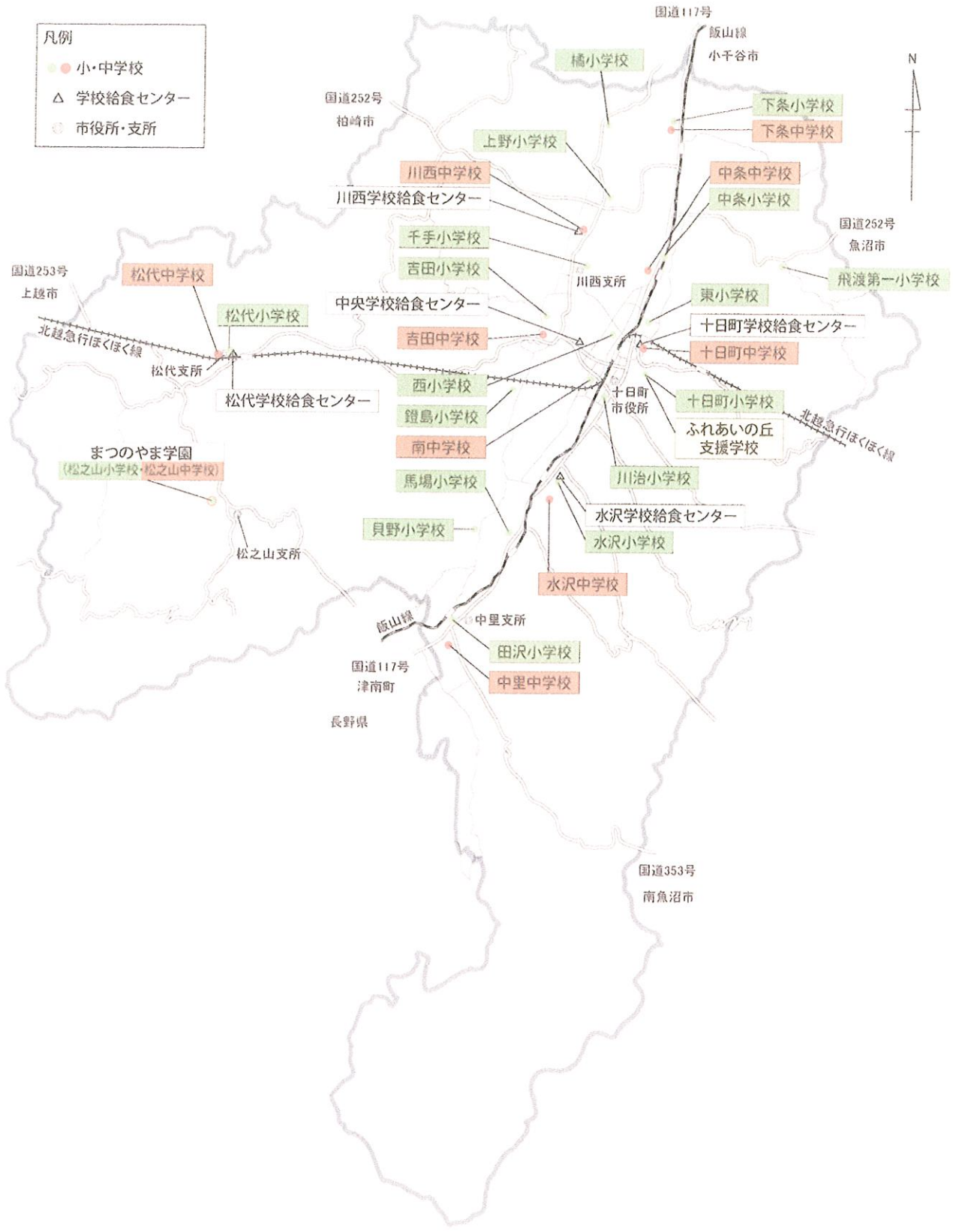
- ・小学校の再編は、長いスパンで平成 35 年または 36 年にした方が良い。スケジュールに関しても、保護者や地域の方々との話し合いでは決まらない。教育委員会からも統合に向かうような働きかけが必要だと思うが、何かアイデアが必要である。
- ・早めに目標年度を設定して取り組むか、もう少し延ばして取り組むか、目標年度まで長くなるとなかなか進まないこともあると思う。
- ・地域説明が一番大事であって、平成 31 年 32 年の間で 33 年の 9 月に自治組織からの回答となるが、実際は小学校もあるので時期が重なっている。果たして 2 年で結論を出すまで議論が進むのかという考えがある。最初の地域への説明等の期間がもう少し必要だと思う。また、平成 40 年度になると新たな問題が出てくるだろうから、あまり先にしてもどうかと思う。どれだけ地域にしっかりと入れるかが、大きな問題であると思う。
- ・目標をあまり先に延ばすと要旨に謳ってあることが活きない。10 年という先の話になり、答申案を今出す意味がなくなってしまう。
- ・良い環境で育つ機会が遅くなるのであれば、目標を先に延ばす必要はないと思う。保護者も 3 年経つと中学校の保護者ではなくなり、別の保護者に代わる。小学校 3、4 年生の保護者に話をしていけば良いのではないか。

学区	学年	児 童 数						学 級 数							
		30	31	32	33	34	35	36	30	31	32	33	34	35	36
十日町小	1	42	42	41	44	34	26	30	2	2	2	2	2	1	1
	2	49	42	42	41	44	34	26	2	2	2	2	2	2	1
	3	38	49	42	42	41	44	34	2	2	2	2	2	2	1
	4	57	38	49	42	42	41	44	2	1	2	2	2	2	2
	5	56	57	38	49	42	42	41	2	2	1	2	2	2	2
	6	42	56	57	38	49	42	42	2	2	2	1	2	2	2
	計	284	284	269	256	252	229	217	12	11	11	11	12	11	9
中条小	1	25	40	23	27	25	29	19	1	2	1	1	1	1	1
	2	26	25	40	23	27	25	29	1	1	2	1	1	1	1
	3	24	26	25	40	23	27	25	1	1	1	1	1	1	1
	4	32	24	26	25	40	23	27	1	1	1	1	1	1	1
	5	26	32	24	26	25	40	23	1	1	1	1	1	1	1
	6	30	26	32	24	26	25	40	1	1	1	1	1	1	1
	計	163	173	170	165	166	169	163	6	7	7	6	6	6	6
東小	1	39	45	43	42	36	40	37	2	2	2	2	2	2	2
	2	47	39	45	43	42	36	40	2	2	2	2	2	2	2
	3	26	47	39	45	43	42	36	1	2	1	2	2	2	1
	4	46	26	47	39	45	43	42	2	1	2	1	2	2	2
	5	38	46	26	47	39	45	43	1	2	1	2	1	2	2
	6	39	38	46	26	47	39	45	2	1	2	1	2	1	2
	計	235	241	246	242	252	245	243	10	10	10	10	11	11	11
飛渡第一小	1	2	3	2	8	5	6	5	1	1	1	1	1	1	1
	2	0	2	3	2	8	5	6				1	1	1	1
	3	1	0	2	3	2	8	5			1				
	4	4	1	0	2	3	2	8	1	1		1	1	1	1
	5	4	4	1	0	2	3	2							
	6	0	4	4	1	0	2	3		1	1	1		1	1
	計	11	14	12	16	20	26	29	2	3	3	4	3	4	4
川治小	1	38	42	41	40	49	47	43	2	2	2	2	2	2	2
	2	56	38	42	41	40	49	47	2	2	2	2	2	2	2
	3	47	56	38	42	41	40	49	2	2	1	2	2	1	2
	4	52	47	56	38	42	41	40	2	2	2	1	2	2	1
	5	47	52	47	56	38	42	41	2	2	2	2	1	2	2
	6	51	47	52	47	56	38	42	2	2	2	2	2	1	2
	計	291	282	276	264	266	257	262	12	12	11	11	11	10	11
吉田小	1	6	4	8	2	7	4	5	1	1	1	1	1	1	1
	2	7	6	4	8	2	7	4	1	1	1	1	1	1	1
	3	12	7	6	4	8	2	7	1						
	4	6	12	7	6	4	8	2	1	1	1	1	1	1	1
	5	13	6	12	7	6	4	8	1	1	1				
	6	7	13	6	12	7	6	4	1	1	1	1	1	1	1
	計	51	48	43	39	34	31	30	6	5	5	4	4	4	4
鏡島小	1	11	9	6	8	6	6	4	1	1	1	1	1	1	1
	2	8	11	9	6	8	6	6	1	1	1	1	1	1	1
	3	9	8	11	9	6	8	6	1	1	1				
	4	10	9	8	11	9	6	8	1	1	1	1	1	1	1
	5	3	10	9	8	11	9	6	1	1	1	1	1		
	6	11	3	10	9	8	11	9			1	1	1	1	1
	計	52	50	53	51	48	46	39	5	5	6	5	5	4	4

学区	学年	児 童 数						学 級 数							
		30	31	32	33	34	35	36	30	31	32	33	34	35	36
下条小	1	23	21	23	24	21	15	13	1	1	1	1	1	1	1
	2	29	23	21	23	24	21	15	1	1	1	1	1	1	1
	3	26	29	23	21	23	24	21	1	1	1	1	1	1	1
	4	28	26	29	23	21	23	24	1	1	1	1	1	1	1
	5	26	28	26	29	23	21	23	1	1	1	1	1	1	1
	6	29	26	28	26	29	23	21	1	1	1	1	1	1	1
	計	161	153	150	146	141	127	117	6	6	6	6	6	6	6
水沢小	1	23	28	30	30	25	17	20	1	1	1	1	1	1	1
	2	35	23	28	30	30	25	17	2	1	1	1	1	1	1
	3	32	35	23	28	30	30	25	1	1	1	1	1	1	1
	4	26	32	35	23	28	30	30	1	1	1	1	1	1	1
	5	41	26	32	35	23	28	30	2	1	1	1	1	1	1
	6	34	41	26	32	35	23	28	1	2	1	1	1	1	1
	計	191	185	174	178	171	153	150	8	7	6	6	6	6	6
馬場小	1	8	7	7	8	6	10	5	1	1	1	1	1	1	1
	2	8	8	7	7	8	6	10	1	1	1	1	1	1	1
	3	7	8	8	7	7	8	6	1						
	4	5	7	8	8	7	7	8		1	1	1	1	1	1
	5	10	5	7	8	8	7	7	1						
	6	5	10	5	7	8	8	7		1	1	1	1	1	1
	計	43	45	42	45	44	46	43	4	4	4	4	4	4	4
西小	1	52	41	45	41	37	36	30	2	2	2	2	2	2	1
	2	42	52	41	45	41	37	36	2	2	2	2	2	2	2
	3	45	42	52	41	45	41	37	2	2	2	2	2	2	1
	4	44	45	42	52	41	45	41	2	2	2	2	2	2	2
	5	44	44	45	42	52	41	45	2	2	2	2	2	2	2
	6	58	44	44	45	42	52	41	2	2	2	2	2	2	2
	計	285	268	269	266	258	252	230	12	12	12	12	12	12	10
千手小	1	27	26	14	14	17	16	12	1	1	1	1	1	1	1
	2	32	27	26	14	14	17	16	1	1	1	1	1	1	1
	3	20	32	27	26	14	14	17	1	1	1	1	1	1	1
	4	25	20	32	27	26	14	14	1	1	1	1	1	1	1
	5	23	25	20	32	27	26	14	1	1	1	1	1	1	1
	6	20	23	25	20	32	27	26	1	1	1	1	1	1	1
	計	147	153	144	133	130	114	99	6	6	6	6	6	6	6
上野小	1	9	10	8	10	13	6	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	10	9	10	8	10	13	6	1	1	1	1	1	1	1
	3	8	10	9	10	8	10	13	1	1	1	1	1	1	1
	4	12	8	10	9	10	8	10	1	1	1	1	1	1	1
	5	17	12	8	10	9	10	8	1	1	1	1	1	1	1
	6	13	17	12	8	10	9	10	1	1	1	1	1	1	1
	計	69	66	57	55	60	56	50	6	6	6	6	6	6	6
橋小	1	11	5	13	10	8	7	5	1	1	1	1	1	1	1
	2	13	11	5	13	10	8	7	1	1	1	1	1	1	1
	3	9	13	11	5	13	10	8	1	1		1	1	1	
	4	7	9	13	11	5	13	10		1	1		1	1	1
	5	4	7	9	13	11	5	13	1		1	1		1	1
	6	10	4	7	9	13	11	5		1		1	1		1
	計	54	49	58	61	60	54	48	4	5	4	5	5	5	5

学 校 区 別	年 級	児 童 数						学 級 数							
		30	31	32	33	34	35	36	30	31	32	33	34	35	36
田 沢 小	1	21	30	30	26	29	27	23	1	1	1	1	1	1	1
	2	26	21	30	30	26	29	27	1	1	1	1	1	1	1
	3	35	26	21	30	30	26	29	1	1	1	1	1	1	1
	4	24	35	26	21	30	30	26	1	1	1	1	1	1	1
	5	24	24	35	26	21	30	30	1	1	1	1	1	1	1
	6	48	24	24	35	26	21	30	2	1	1	1	1	1	1
	計	178	160	166	168	162	163	165	7	6	6	6	6	6	6
貝 野 小	1	1	7	3	9	6	9	3	1	1	1	1	1	1	1
	2	8	1	7	3	9	6	9			1	1	1	1	1
	3	5	8	1	7	3	9	6	1	1					
	4	7	5	8	1	7	3	9			1	1	1	1	1
	5	8	7	5	8	1	7	3	1	1					
	6	6	8	7	5	8	1	7	1		1	1	1	1	1
	計	35	36	31	33	34	35	37	4	3	4	4	4	4	4
松 代 小	1	15	15	13	10	16	18	8	1	1	1	1	1	1	1
	2	15	15	15	13	10	16	18	1	1	1	1	1	1	1
	3	28	15	15	15	13	10	16	1	1	1	1	1	1	1
	4	25	28	15	15	15	13	10	1	1	1	1	1	1	1
	5	15	25	28	15	15	15	13	1	1	1	1	1	1	1
	6	24	15	25	28	15	15	15	1	1	1	1	1	1	1
	計	122	113	111	96	84	87	80	6	6	6	6	6	6	6
松 之 山 小	1	9	6	9	9	8	8	2	1	1	1	1	1	1	1
	2	4	9	6	9	9	8	8		1	1	1	1	1	1
	3	6	4	9	6	9	9	8	1				1	1	
	4	17	6	4	9	6	9	9	1	1	1	1		1	1
	5	9	17	6	4	9	6	9	1	1			1		1
	6	7	9	17	6	4	9	6		1	1	1		1	
	計	52	51	51	43	45	49	42	4	5	4	4	4	5	4
合計	2,424	2,371	2,322	2,257	2,227	2,139	2,044	120	119	117	116	117	116	112	

学区	学年	生徒数										学級数											
		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
十日町中	1	76	64	61	77	51	70	59	57	58	59	44	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	2	64	76	64	61	77	51	70	59	57	58	59	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	3	70	64	76	64	61	77	51	70	59	57	58	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	計	210	204	201	202	189	198	180	186	174	174	161	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
中条中	1	55	51	63	61	39	53	50	73	51	62	56	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2
	2	60	55	51	63	61	39	53	50	73	51	62	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2
	3	52	60	55	51	63	61	39	53	50	73	51	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2
	計	167	166	169	175	163	153	142	176	174	186	169	6	6	6	6	5	5	5	6	6	6	6
南中	1	84	109	93	102	94	97	90	83	86	81	86	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	2	80	84	109	93	102	94	97	90	83	86	81	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	3	59	80	84	109	93	102	94	97	90	83	86	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	計	223	273	286	304	289	293	281	270	259	250	253	8	8	9	9	9	9	9	9	9	9	9
吉田中	1	22	19	16	16	22	15	17	13	14	10	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	25	22	19	16	16	22	15	17	13	14	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3	19	25	22	19	16	16	22	15	17	13	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	66	66	57	51	54	53	54	45	44	37	37	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
下条中	1	21	29	27	28	27	29	23	21	23	24	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	21	21	29	27	28	27	29	23	21	23	24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3	29	21	21	29	27	28	27	29	23	21	23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	71	71	77	84	82	84	79	73	67	68	68	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
水沢中	1	41	39	50	28	39	44	32	35	37	38	31	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1
	2	34	41	39	50	28	39	44	32	35	37	38	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1
	3	46	34	41	39	50	28	39	44	32	35	37	2	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1
	計	121	114	130	117	117	111	115	111	104	110	106	5	4	5	4	4	4	4	4	3	3	3
川西中	1	51	44	45	45	37	55	47	41	35	34	38	2	2	2	2	1	2	2	2	1	1	1
	2	49	51	44	45	45	37	55	47	41	35	34	2	2	2	2	2	1	2	2	2	1	1
	3	69	49	51	44	45	45	37	55	47	41	35	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	1
	計	169	144	140	134	127	137	139	143	123	110	107	6	6	6	6	5	5	5	6	5	4	3
中里中	1	38	55	32	32	41	34	22	37	33	35	35	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
	2	44	38	55	32	32	41	34	22	37	33	35	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1
	3	37	44	38	55	32	32	41	34	22	37	33	1	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1
	計	119	137	125	119	105	107	97	93	92	105	103	4	5	4	4	4	4	4	3	3	3	3
松代中	1	26	24	15	25	30	16	16	15	13	10	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	26	26	24	15	25	30	16	16	15	13	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3	17	26	26	24	15	25	30	16	16	15	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	69	76	65	64	70	71	62	47	44	38	39	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
松之山中	1	9	7	9	17	5	4	8	6	9	9	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2	13	9	7	9	17	5	4	8	6	9	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	3	10	13	9	7	9	17	5	4	8	6	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	32	29	25	33	31	26	17	18	23	24	26	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
合計	1,247	1,280	1,275	1,283	1,227	1,233	1,166	1,162	1,104	1,102	1,069	47	47	48	47	45	45	45	46	44	43	42	



十日町市教育委員会学区外・区域外就学許可要綱

平成17年4月1日

教育委員会告示第2号

第1条 この告示は、十日町市立学校の通学区域に関する規則（平成17年十日町市教育委員会規則第14号）第2条並びに学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条及び第17条の規定に基づく学区外就学又は区域外就学の許可基準を定めるものとする。

第2条 この告示の運用に当たっては、児童及び生徒の保護を第一義に考えて行うものとする。

第3条 学区外就学の許可基準を別表第1のように定める。

第4条 区域外就学の許可基準を別表第2のように定める。

第5条 区域外就学については、関係市町村教育委員会との協議及び同意を必要とするため、許可基準に適合している場合でも当該教育委員会と協議の上慎重に対処しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の通学区域の弾力的運用に関する要綱（十日町市教育委員会制定）又は松代町教育委員会学区外・区域外就学許可要綱（平成10年松代町教育委員会告示第11号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月15日教委告示第1号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日教委告示第9号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 年 月 日教委告示第 号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

許可基準		内容	許可期間	必要書類等
1	特別支援学級への入級 小学校 中学校	学区の学校に障がいの程度に応じた特別支援学級がない場合、特別支援学級を設置する学校への就学を認める。	事由が解消するまで	
2	転居 小学校	転居に伴い学区が変わる場合、	学年末まで	

	中学校	引き続き現に就学する学校への就学を認める。	で。ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	
3 転居予定	小学校 中学校	住宅の新築等により転居することが確実な場合、又は既にある住所に居住している人の所へ同居することが確実な場合、転居届をする前であっても転居予定先の学区の学校への就学を認める。	転居予定日の属する学期末まで	転居が確実であることを証明できる書類 ・建築確認済証等の写し ・賃貸契約書の写し
4 留守家庭	小学校 中学校	保護者の就労・病気療養等により、下校後の家庭において児童生徒を保護する者がいない場合、親戚等保護する人が居住する（自営業の場合はその店舗等がある）、又は入会する放課後児童クラブなどが所在する学区の学校への就学を認める。中学校は、教育的配慮などその理由が相当と判断される場合において、学区外就学を認める。	学年末まで。ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	・勤務証明書 ・営業証明書又は確定申告書の写し（自営業の場合） ・診断書の写し ・放課後児童クラブ決定通知書等の写し等
5 疾病等	小学校 中学校	疾病又は障がいにより、学区の学校への通学が困難な場合、また医療施設への通院等の場合、通学又は通院等が容易な学校への就学を認める。	医師の診断書によるが、特に記載のない場合は、当該学年末まで	・診断書の写し ・障害者手帳等の写し
6 教育的配慮	小学校 中学校	いじめ、不登校又は家庭環境等による児童生徒の精神的な問題が、転校することにより解消されると判断される場合、学区外就学を認める。又は転校することによって不登校や不適応状態が生じると判断される場合、転居前の学区の学校への就学を認める。	事由が解消するまで	関係学校長からの意見書等

7 兄弟姉妹	小学校 中学校	兄弟姉妹が学区外就学の許可を受けている場合、学区外就学の許可を受けた児童生徒の兄弟姉妹についても、当該児童生徒と同じ学校への就学を認める。	当該児童生徒の許可期間まで	
8 学区外就学をしていた小学校の学区に属する中学校に入学	中学校	小学校卒業時に学区外就学をしていた児童は、当該小学校の学区に属する中学校への入学を希望し、教育的配慮などその理由が相当と判断される場合、学区外就学を認める。	学年末まで。ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	
9 指導教室への通級	小学校 中学校	通級指導教室への通級が認められていて、家庭事情等から所定の日時に該当の学校に通うことが困難な場合、通級指導を開設する学校への就学を認める。	必要と認める期間まで	
10 小中一貫校への就学	小学校 中学校	小中一貫校で行われる、特色ある教育を受けるため、指定以外の学校へ通学する場合、学区外就学を認める。	学年末まで。ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	同意書
11 その他	小学校 中学校	<p>その他教育委員会が特に必要と認める場合、学区外就学を認める。特に必要と認める事情として次のような事例が考えられる。</p> <p>(1) 何らかの事情による一時的な住所不安定</p> <p>(2) 住宅新築に係わり資金借入先の指示又は貸し住宅入居条件等による入居前の住所移転</p>	必要と認める期間まで	事由に応じた書類

別表第2（第4条関係）

許可基準	内容	許可期間	必要書類等
1 特別支援学級へ	<p>学区の学校に障がいの程度に応じた特別支援学級がない場合、特別</p>	事由が解消するまで	

の人級		支援学級を設置する学校への就学を認める。		
2 転居	小学校 中学校	転居に伴い学区が変わる場合、引き続き現に就学する学校への就学を認める。	学年末まで。ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	
3 転入予定	小学校 中学校	住宅の新築等により転入することが確実な場合、又は既にある住所に居住している人の所へ同居することが確実な場合、転入届をする前であっても転入予定先の学区の学校への就学を認める。	転入予定日の属する学期末まで	転入が確実であることを証明できる書類 ・建築確認済証等の写し ・賃貸契約書の写し
4 留守家庭	小学校 中学校	保護者の就労・病気療養等により、下校後の家庭において児童生徒を保護する者がいない場合、親戚等保護する人が居住する（自営業の場合はその店舗等がある）学区の学校への就学を認める。中学校は、教育的配慮などその理由が相当と判断される場合において、区域外就学を認める。	学年末まで。ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	・勤務証明書 ・営業証明書又は確定申告書の写し（自営業の場合） ・診断書の写し
5 疾病等	小学校 中学校	疾病又は障がいにより、学区の学校への通学が困難な場合、また医療施設への通院等の場合、通学又は通院等が容易な学校への就学を認める。	医師の診断書によるが、特に記載のない場合は、当該学年末まで	・診断書の写し ・障害者手帳等の写し
6 教育的配慮	小学校 中学校	いじめ、不登校又は家庭環境等による児童生徒の精神的な問題が、転校することにより解消されると判断される場合、区域外就学を認める。又は転校することによって不登校や不適応状態が生じると判断され	事由が解消するまで	関係学校長からの意見書等

		る場合、転居前の学区の学校への就学を認める。		
7 兄弟姉妹	小学校 中学校	兄弟姉妹が区域外就学の許可を受けている場合、区域外就学の許可を受けた児童生徒の兄弟姉妹についても、当該児童生徒と同じ学校への就学を認める。	当該児童生徒の許可期間まで	
8 区域外就学をしていた小学校の学区に属する中学校に入学	中学校	小学校卒業時に区域外就学をしていた児童は、当該小学校の学区に属する中学校への入学を希望し、教育的配慮などその理由が相当と判断される場合、区域外就学を認める。	学年末まで。ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	
9 指導教室への通級	小学校 中学校	通級指導教室への通級が認められていて、家庭事情等から所定の日時に該当の学校に通うことが困難な場合、通級指導を開設する学校への就学を認める。	必要と認める期間まで	
10 小中一貫校への就学	小学校 中学校	小中一貫校で行われる、特色ある教育を受けるため、指定以外の学校へ通学する場合、区域外就学を認める。	学年末まで。ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	同意書
11 その他	小学校 中学校	<p>その他教育委員会が特に必要と認める場合、区域外就学を認める。特に必要と認める事情として次のような事例が考えられる。</p> <p>(1) 何らかの事情により住民登録が行われていない場合</p> <p>(2) 何らかの事情による一時的な住所不安定</p> <p>(3) 住宅新築に係わり資金借入先の指示又は貸し住宅入居条件等による入居前の住所移転</p>	必要と認める期間まで	事由に応じた書類

学区外就学許可申請書

平成 年 月 日

十日町市教育委員会 様

保護者 住所
氏名 ㊦
連絡先 — —

次のとおり学区外就学をさせたいので申請します。
なお、登下校については、保護者の責任で行います。

フリガナ 児童生徒氏名		性別	男 ・ 女
生 年 月 日	平成 年 月 日	学年	平成 年度 第 学年
就学指定学校	十日町市立 学校		
就学希望学校	十日町市立 学校		
就学希望期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
申 請 理 由	<p>【裏面をご覧になり、該当する項目に○をつけてください】</p> <p>1. 特別支援学級への入級 2. 転居 3. 転居予定 4. 留守家庭 5. 疾病等 6. 教育的配慮 7. 兄弟姉妹 8. 学区外就学をしていた小学校の学区に属する中学校に入学 9. 指導教室への通級 10. 小中一貫校への就学 11. その他</p> <p>【内容を詳しくお書きください】</p>		

学区外就学ができる場合

項目		内容	許可期間	必要書類等
1 特別支援学級への入級	小学校 中学校	学区の学校に障がいの程度に応じた特別支援学級がない場合、特別支援学級を設置する学校への就学を認める。	事由が解消するまで	
2 転居	小学校 中学校	転居に伴い学区が変わる場合、引き続き現に就学する学校への就学を認める。	学年末まで ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	
3 転居予定	小学校 中学校	住宅の新築等により転居することが確実な場合、又は既にある住所に居住している人の所へ同居することが確実な場合、転居届をする前であっても転居予定先の学区の学校への就学を認める。	転居予定日の属する学期末まで	転居が確実であることを証明できる書類 ・建築確認済証等の写し ・賃貸契約書の写し
4 留守家庭	小学校 中学校	保護者の就労・病氣療養等により、下校後の家庭において児童生徒を保護する者がいない場合、親戚等保護する人が居住する（自営業の場合はその店舗等がある）、又は入会する放課後児童クラブなどが所在する学区の学校への就学を認める。中学校は、教育的配慮などその理由が相当と判断される場合において、学区外就学を認める。	学年末まで ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	・勤務証明書 ・営業証明書又は確定申告の写し（自営業の場合） ・診断書の写し ・放課後児童クラブ決定通知書等の写し等
5 疾病等	小学校 中学校	疾病又は障がいにより、学区の学校への通学が困難な場合、また医療施設への通院等の場合、通学又は通院等が容易な学校への就学を認める。	医師の診断書によるが、特に記載のない場合は、当該学年末まで	・診断書の写し ・障害者手帳等の写し
6 教育的配慮	小学校 中学校	いじめ、不登校又は家庭環境等による児童生徒の精神的な問題が、転校することにより解消されると判断される場合、学区外就学を認める。又は転校することによって不登校や不適応状態が生じると判断される場合、転居前の学区の学校への就学を認める。	事由が解消するまで	関係学校長からの意見書等
7 兄弟姉妹	小学校 中学校	兄弟姉妹が学区外就学の許可を受けている場合、学区外就学の許可を受けた児童生徒の兄弟姉妹についても、当該児童生徒と同じ学校への就学を認める。	当該児童生徒の許可期間まで	
8 学区外就学をしていた小学校の学区に属する中学校に入学	中学校	小学校卒業時に学区外就学をしていた児童は、当該小学校の学区に属する中学校への入学を希望し、教育的配慮などその理由が相当と判断される場合、学区外就学を認める。	学年末まで ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	
9 指導教室への通級	小学校 中学校	通級指導教室への通級が認められていて、家庭事情等から所定の日時に該当の学校に通うことが困難な場合、通級指導を開設する学校への就学を認める。	必要と認める期間まで	
10 小中一貫校への就学	小学校 中学校	小中一貫校で行われる、特色ある教育を受けるため、併定以外の学校へ通学する場合、学区外就学を認める。	学年末まで ただし、希望により卒業まで毎年度継続申請可能	同意書
11 その他	小学校 中学校	その他教育委員会が特に必要と認める場合、学区外就学を認める。	必要と認める期間まで	事由に応じた書類

○十日町市学区再編記念事業補助金交付要綱

平成19年12月21日

教育委員会告示第3号

(目的)

第1条 この告示は、閉校となる学校の地域団体が実施する閉校記念事業の経費に対して補助金を交付することにより、地域の経済的負担の軽減を図るとともに学区再編の円滑化に資することを目的とし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、閉校となる学校の校区内で組織された団体であって閉校記念事業を実施する団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる閉校記念事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 閉校記念式典
- (2) 閉校記念誌の発行
- (3) その他事業団体が特に希望する事業で教育長が承認した事業

(補助金の交付)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める様式により教育委員会に申請書を提出するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

○十日町市立学校の統合に伴う学校指定用品購入費補助金交付要綱

平成19年12月21日

教育委員会告示第4号

(目的)

第1条 この告示は、学校統合により新たに統合先の学校指定用品の購入を余儀なくされた保護者に対してその購入費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに学区再編の円滑化に資することを目的とし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、閉校する学校の学校指定用品を既に購入しているにもかかわらず、新たに統合先の学校指定用品の購入を余儀なくされた児童の保護者とする。なお、この補助は学校統合時の1回限りとする。

(補助対象品目)

第3条 補助の対象となる品目は、統合先の学校指定用品であって次に掲げる品目とする。

- (1) 体操着
- (2) 名札（体操着用）
- (3) その他教育長が特に必要と認める品目

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する品目の購入金額の3分の2以内の額とする。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付を受けようとする保護者は、別に定める様式により教育委員会に申請書を提出するものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

○十日町市遠距離通学費補助金交付要綱

平成17年4月1日

教育委員会告示第4号

改正 平成20年7月23日教委告示第2号 平成26年3月27日教委告示第2号
(目的)

第1条 この告示は、児童生徒の遠距離通学等に伴う保護者の負担を軽減することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 路線バス運行区域外及びスクールバス運行区域外で、小学校4キロメートル以上、中学校6キロメートル以上の距離を通学している児童生徒の保護者
- (2) 通常の通学手段として自家用車を使用してふれあいの丘支援学校又は特別支援学級に通学している児童生徒の保護者
- (3) 居住する集落から最寄りのスクールバスの停留所までの距離が片道2キロメートル以上で、その間の通学に自家用車を使用している児童生徒の保護者
- (4) 市外の特別支援教育諸学校に就学している児童生徒の保護者。ただし、自宅で在宅訪問教育を受けている場合及び学校の寄宿舎等から通学している場合を除く。
- (5) その他教育長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 自己都合により学区外又は区域外の学校に通学する児童生徒の保護者
- (2) 他の法令等により通学費の補助を受けている児童生徒の保護者

(平20教委告示2・平26教委告示2・一部改正)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は次のとおりとし、月額で100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

区分	補助額
前条第1項第1号から第3号まで	(1) 片道距離 十日町市内路程略図により算出した距離を用いる。 (2) 登校日数 1ヶ月につき20日とする。ただし、8月は支給対象としない。 (3) 走行距離 1リットルあたり10kmとする。

	(4) ガソリン代単価 時価等を勘案し、十日町市教育委員会が決定する。 (5) 計算式（1ヶ月あたり） $(\text{片道距離}) \times 2 \times 20 (\text{登校日数}) \div 10 (\text{走行距離}) \times (\text{ガソリン代単価}) \times 1/2$
前条第1項第4号	1人につき1月当たり3,000円。就学期間が1月に満たない月がある場合、その月の就学期間が該当月の日数の2分の1以上であれば1月とみなす。
前条第1項第5号	十日町市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

（平20教委告示2・平26教委告示2・一部改正）

（申請手続）

第4条 この補助金の交付を受けようとする保護者は、別に定める様式により教育委員会に申請書を提出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の遠距離通学費補助金交付要綱（十日町市制定）又は松代町立小・中学校の遠距離通学児童・生徒の通学費補助金に関する規則（平成5年松代町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 中里地区にあつて、スクールバス路線以外で、路線バスにより通学している通学距離が2キロメートル以上4キロメートル未満の児童及び通学距離が3キロメートル以上6キロメートル未満の生徒に対しては、当分の間1人につき定期券の2分の1に相当する額を補助する。

（平20教委告示2・一部改正）

附 則（平成20年7月23日教委告示第2号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日教委告示第2号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。